

外国人村内におけるルター派教会

対立構図・仲裁行為から見る 17 世紀ロシア

千葉美保子

はじめに

ミハイル・ロマノフ治世（在位 1613-1645 年）から摂政ソフィアが実権を握っていた 1689 年までを指す、いわゆる初期ロマノフ期は、長きに亘り通史の上では停滞期、いわば「待機の時代」とみなされてきた。しかし近年では、「暴動の時代」という同時代人の見解が再評価されている。⁽¹⁾ 実際、17 世紀のロシア社会は、「塩一揆」・「銅貨一揆」に代表される都市暴動や、総主教ニコンによる教会改革をはじめとした政治的、社会的な動揺、加えて官庁組織の整備、都市暴動をきっかけとして編纂された『会議法典』による農奴制の確立という転換が見られた時代であった。

このような社会的に動揺を見せていた時代において、政府はどのように秩序を維持していたのか。17 世紀ロシアの裁判の原則は、『1649 年会議法典』にみることができる。第 10 章第 1 条によれば、モスクワ国家の裁判の権限を持つ本来の裁判権者はツァーリのみであり、その対象はモスクワ国家のあらゆる階層の人々だけではなく、「モスクワ国家にやって来る外国人やあらゆる来訪者たちに対しても同様の裁判が行われる」と規定されているが、実際には様々な行政機関がその権限を代行していた。⁽²⁾ 同時代のロシア人書記官コトシーヒンは、なんらかの請願を行う、あるいは誰かを告訴しようとする者は、「自分が登録されていてその裁判権に服している官署に嘆願状を出したり訴訟手続きをとったりせねばならない」と述べている。また彼は、使節官署の説明の中で「同官署（使節官署）ではまた、あらゆる国の外国人で、モスクワに住

(1) 吉田俊則「17 世紀のロシア——アレクセイ時代の財政改革と都市一揆——」家田修・松里公孝・和田春樹編集責任『スラブの歴史』弘文社、1995 年、31-35 頁。

(2) 17 世紀のロシア国家にはツァーリ・貴族会議、各官署の裁判、管区裁判（地方都市の法廷）の 3 段階の裁判機関が存在し、犯罪・事件の種類や原告・被告の身分によってどの審級からでもはじめられるようになっていた。The Muscovite Law Code (Ulozhenie) of 1649, trans and ed. by R. Hellie, Irvine, 1988, p. 23, および中沢敦夫『『会議法典』にみる 17 世紀ロシアの裁判』『近世ロシアにおける法文典の史料学的ならびに文献的研究』平成 16-18 年度科学研究費補助金研究成果報告書、127-129 頁を参照。

みあるいは外からやって来る商人やそのほかのあらゆる官位の人々を管轄しており、ロシア人との係争事件で外国人商人を裁き判決を下すのも同じ官署においてである」と指摘している⁽³⁾。

17世紀以降益々数を増し、ロシア社会に浸透しはじめた外国人は、上記の『会議法典』に定められたように、ロシアの司法と行政の支配に服していた一方、商業の分野をはじめとした各種の特権が与えられた。また、他方で様々な面において規制の対象となり、そしてロシア住民との軋轢を生みだしていた⁽⁵⁾。

そして17世紀中ばには外国人たちは宗教的自由を保障される代わりに、一定区画への移住を命じられた。それまでの時代に比べ、数が増加し、社会に浸透していた外国人に対する秩序の維持は、当時のロシア政府にとっては特別な配慮が必要であった⁽⁶⁾。

本稿では、モスクワ市郊外に存在した西欧出身者の居住区、新外国人村 Новая Немецкая Слобода（以下、外国人村）成立前後のロシア社会とプロテスタントとの関係、そして村を舞台にした紛争の事例を通じて、初期ロマノフ朝からピョートル治世にかけてのロシア国家における外国人村内部に対する秩序維持の取り組みを考察していく。

1 外国人村の成立背景

(1) ロシアにおけるプロテスタントの受容

本章では、まず外国人村の成立までのロシア社会とプロテスタントとの関係性を概観する。

988年、キエフ大公ウラジーミル1世の「ルーシの洗礼」によってキリスト教化されたロシアは、1448年にロシア正教会としてモスクワに総主教座を置き、ギリシア正教からの独立を宣言した⁽⁷⁾。

ロシアにやってくる西欧人の多くはルター派およびカルヴァン派プロテスタントの信徒であり、ロシアの非正教徒に対する基本的姿勢は、消極的かつ市民・聖職者階層においては反発もあったが、政府の対応としては、非正教宗教施設や聖職者の存在そのものは容認する傾向にあった⁽⁸⁾。ロシアにプロテスタント教会が建設されたのは、1575年のことである⁽⁹⁾。教会はリヴォニア戦争中に捕虜となったリヴォニア・ドイツ人を中心として形成された居住区の中に建設され

(3) G・K・コトシーヒン（松木栄三編訳）『ピョートル前夜のロシア』彩流社、2003年、158、204頁。括弧内筆者。

(4) 本稿における外国人は、特記しない限りは西欧出身者を指す。

(5) 拙稿「17世紀ロシアにおける新外国人村とその住民たち」『関西大学西洋史論叢』第12号、2009年、38-40頁。

(6) その影響を示すように、1550年法典では外国人に対する言及が第27条のみであるのに対し、会議法典では全37条にわたっている。濱本真実『「聖なるロシア」のイスラーム』東京大学出版会、2009年、34頁参照。

(7) コンスタンティノープル総主教からの独立以降、ロシア教会とモスクワの大公権との結びつきは一層強固なものであり、専制体制を支える強力なイデオロギー的支柱となっていった。

(8) 当時のロシア国内における他宗教への寛容について、オレアリウスは以下のように書きしるしている。「モスクワ人たちは、ルター派、カルヴァン派、アルメニア教会教徒、タタール、ペルシアそしてトルコのようなほかの民族・宗教の人々を寛容し交流している…」Olearius, A., *The Travels of Olearius in Seventeenth Century Russia*, trans. and intro. by S. H. Baron, Stanford, 1967, p. 277.

(9) Nolte, H. -H., *Religiöse und Toleranz in Russland, 1600-1725*, Zürich, 1969, S. 96.

(10) イヴァン4世は当初、軍人、技術者、商人としての彼らの能力を期待し優遇していたもの⁽¹¹⁾、捕虜であった居住区民のもつ能力に落胆し、1578年ないしは1580年の冬、教会を破壊し、彼らを村から追い出した⁽¹²⁾。イヴァンによって教会が取り壊された後、彼が亡くなるまでの間、プロテスタントたちは秘かにミサを執り行うなどしていたが、その死後まもなく外国人村が再建され、1580年代末以降には常任牧師も認められた。ボリス帝の時代にモスクワを訪れたデンマーク人によると、1601年には再建された村において、「彼らはツァーリによって自らの教会を建設し、また彼らの信仰を保つことを許されて」いたことが分かっている⁽¹³⁾。

しかし、動乱期の混乱によって住民たちは国外に散らばり、1611年には火災によって教会は焼失した⁽¹⁴⁾。1613年にロマノフ朝が誕生し、ミハイル帝によってロシア情勢が安定を見せはじめると、外国人たちが少しずつロシア国内に留まりはじめ、ドイツ人をはじめとした外国人の多くは、ベールイ・ゴロド内のマルセイカやポクロフカ付近に住みついた。1622年にはモスクワ市内に教会が再建された⁽¹⁵⁾。17世紀中頃にホルシュタインの使節書記官として3度ロシアを訪れたアダム・オレアリウスの証言によれば、当時モスクワにはルター派とカルヴァン派の信徒が1000人程度いたという⁽¹⁶⁾。

(2) 教会の構成と外国人住民の管轄

1652年の勅令により、モスクワ郊外に誕生した外国人村には（第2章参照）、成立当初から2堂のルター派教会とカルヴァン派教会、計3堂の教会が存在していた。外国人村への隔離後、外国人村内部では宗教活動が以前よりも自由に行われ、教会が最大で7堂存在していたことを伝える同時代人もいる⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。

まず初めに移築されたのは、16世紀に最初に建設された教会、旧ルター派教会ともよばれる聖ミハイル教会である。この教会は1575年の建設以降、モスクワに常任牧師を持ち、1653年にモスクワ市内から外国人村へ移転された（図⑦）。もうひとつの教会、新ルター派教会の

(10) この居住区はヤウザ川とコクイ川の間に位置していたので、コクイ Кокуй (Кукуй) とよばれていた。The Travels of Olearius, p. 280.

(11) Богоявленский С. К. Московская Немецкая слобода // Известия АН СССР, Т. 4, №. 3, Москва, 1947, С. 230.

(12) Sommer, E. F., "Die Anfänge der Moskauer Deutschen Sloboda", Deutsches Archiv für Landes- und Volksforschung, Bd. 5, 1941, S. 433-436.

(13) Два сватовства иноземных принцев к русским великим князьям в XVII столетии. пер. А.Н. Шемякина // Чтения в императорском обществе истории и древностей Российских. (以下 ЧОИДР) Москва, 1867, кн. 4, С. 21.

(14) Nolte, a. a. O., S. 98.

(15) Богоявленский С. К. Указ. соч., С. 221-222.

(16) The Travels of Olearius, p. 278.

(17) Nolte, a. a. O., S. 95-105. しかし、法的に自由が確約されることはなく、またカトリックに対しては不寛容の傾向が目立つなど、その態度にはやや偏りも見られた。

(18) 1670年代にロシアを訪れたロイテンフェルスによれば、3つのルーテル教教会、2つのカルヴァン派教会、1つのオランダの教会、1つのイギリス国教会の教会に参拝していた。Рейтенфельс Я. Сказания светлейшему герцогу Тосканскому Козьме Третьему о Московии // Утверждение династии. Москва, 1997, С. 305.

聖ペテロ・パウロ教会(1694年改名)⁽¹⁹⁾は、1626年に建設され、こちらの教会も外国人村の成立後間もなく移転したようである(図③)。また、カルヴァン派教会も1653年には外国人村に建てられていた⁽²⁰⁾(図⑤)。

一方、カトリック教会の建設が認められたのは、村が成立した約30年後の1686年であった⁽²¹⁾(図④)。そのため、カトリック信徒は外交使節の随行神父、もしくはプロテスタント牧師によって儀礼を施されていた⁽²²⁾。

居住区民たちは、職種によって様々な官署の管轄下に置かれていたが、外国人村は、成立当初からおもに軍人を管理する外国人官署、そして使節官署によって管理されていた。1666年以降は軍務官署が管理を行った⁽²³⁾。外国人村の居住区民の大部分を占めた国家勤務者の係争の多くは、官署が裁判を担当した。

村全体の自治の問題に関しては、少なくとも1658年以降官署より治安維持を職務とする士族が派遣されている。この士族たちは衛兵として通りや路地を巡回し、村内部で外国人同士、あるいは外国人とロシア人がいかなる争いも起こさないように監視し、喧嘩や争い、殺人事件が起こった場合には、商人は使節官署、軍人や国家勤務者は外国人官署、そのほか外国人と争ったロシア人は然るべき官署に送検するように指示されていた。また、ぶどう酒、ビール、蜂蜜酒、煙草の不法販売防止、防火の義務の責任も彼らが負っていた⁽²⁴⁾。

一方、教区共同体による管理・監督も確認されている。教区共同体には中央機関として教会参事会Kirchenkollegiumが組織された。彼らの役割は以下の3点に分けられる。まず彼らは調停員として、日常生活や家庭内の不和に関する教区信徒の道徳・倫理的な民事を審議し、教区信徒の非難に値する行いを叱り咎めた。そして集会、教会堂、牧師、教会の下級勤務者、教区小学校そのほか教師たちを扶養するために資金を分配する役目を担っていた。更に、孤児や未亡人たちの世話をし、彼らの相続財産についての決定を行い、貧しい教区信徒を助け、牧師や教員の招聘、解職についての問題を解決するのも彼らであった⁽²⁵⁾。

以上が外国人村の成立の背景と成立当時の状況である。以下では、外国人村の中で発生した紛争を紹介し、紛争に対するロシア政府・中央官署と外国人村内部の対応について若干の考察を試みる。

(19) *Ковригина В. А.* Немецкая слобода Москвы и её жители в конце XVII-первой четверти XVIII вв. Москва, 1998, С. 69.

(20) *Собранные, государственных грамот и договоров.* (以下 СГТИД) Ч. IV. М., 1813-1828, №. 207, С. 622-623.

(21) *Ковригина В. А.* Указ. соч., С. 68. ロシア人によるカトリックへの敵意は、動乱期を契機として強く植え付けられ、1620年から1667年までロシア正教会によって異教と見なされていた。濱本、前掲書、69頁、104頁(註21)を参照。

(22) Nolte, a. a. O., S. 110.

(23) *Полное собрание законов Российской империи.* (以下 ПСЗ) Изд. I, СПб., Т. 1, 1830, №. 386, С. 637.

(24) *Ковригина В. А.* Указ. соч., С. 66. コヴリギナは、士族たちが外国人商人、将校そしてヨーロッパ諸国の外交代表から1658-98年に君主へ提出された嘆願によって派遣され、これら士族の存在によって新外国人村の住民たちは上述の諸義務から解放されたことから、居住区内の住民たちも彼らを歓迎していたと指摘している。

(25) Там же, С. 69 また前掲拙稿、44-46頁。

2 新ルター派教会に関わる紛争問題

本章では、ルター派教会を舞台とした紛争における、3種の仲裁者、(1) ロシア政府 (2) 中央官署 (3) 局外者による事例、またピョートル治世に行われた政府による秩序維持の取り組みについて考察する。

(1) 聖職者による集団嘆願と居住区の建設：ロシア政府による処理

前章で触れた外国人村成立の背景には、17世紀前半のロシア人住民と外国人との対立があった。ロマノフ朝成立後の外国人たちによるモスクワ市内への居住は、外国人とロシア人との混住をもたらし、モスクワの各種階層の住民たちによる外国人への反発を引き起こす結果となった。

聖職者たちもまた、総主教ヨシフを筆頭に、外国人に対する敵意をむき出しにした。

1643年3月2日に11人の聖職者によりツァーリへ提出された嘆願書は、そのことを明確に示している⁽²⁶⁾。

彼ら（聖職者たち）の教区において、正教会の近くに家を持つドイツ人たちは、非正教会を据え、そして屋敷内でロシア人たちを所有し、ロシア人たちに対しドイツ人たちによってあらゆる冒涇行為が行われ、そして、そのドイツ人たちは君主の命を待たず、教区で新たに屋敷を購入し、そしてこの家でドイツ人たちはあらゆる酒類を所有している。そして、我々の教区に暮らす正教徒たちの多くが、自らの家をドイツ人たちに売ることが望んでいる。というのは、ドイツ人たちは、屋敷や宅地用の土地を、ロシア人たちから2倍以上の高値で購入しているからである。ドイツ人たちによって教区から人が居なくなっている。

…ツァーリであり、全ルーシの大公ミハイル・フョードロヴィチに、モスクワのキタイ・ゴロド、ベールイ・ゴロド、そして近郊のスロヴォダで、ドイツ人とドイツ人の未亡人は屋敷と宅地用の土地をロシア人から購入してはならず、そしてロシア人たちから屋敷または宅地用の土地を購入したドイツ人たち、またはドイツ人たちから屋敷または宅地用の土地をロシア人が購入、もしくは宅地用の土地を抵当にいれ、そしてその売買や抵当の記録をゼムスキー官署に持参し、そして官署によってその売買や抵当が登録されることを禁ずること、ロシア人の正教会の近くの屋敷にドイツ人に引き渡された礼拝堂は取り壊すことを命ずるように（と請願を行った）。…

この嘆願の内容からは、彼らは外国人によって引き起こされる問題の除去を願い、モスクワ

(26) Акты исторические, собранные и изданные Археографическою комиссиею. Т. 3, СПб., 1841, С. 114-115. 括弧内筆者。「ドイツ人 немцы」は元来「不明瞭な話し方をする人」、すなわちロシア語を解さない外国人の総称として使用されており、この引用文中における「ドイツ人」は「西欧出身者」を指している。

市全領域において外国人がロシア人から住宅を購入する、あるいは担保にとることを禁じ、また外国人たちが正教会の教区内の近くに建てた礼拝堂を撤去することを求めていたことが分かる。聖職者たちの非正教徒に対する反発意識とともに、外国人によってロシア正教教区が買い占められていることへの危惧が読み取れるだろう。この嘆願は法令に反映され、政府は聖職者たちの希望に沿うことで紛争を未然に防ごうとした。⁽²⁷⁾

また、オレアリウスによれば、1651年スコットランド人傭兵レスリーの妻によるロシア人従者への暴力的行為をきっかけに、総主教ヨシフが干渉し、ツァーリを説得して外国人たちから彼らの屋敷を没収することを決定した。これに基づいてすぐさまレスリーは彼の屋敷と農民たちを没収され、これ以後、ロシア人のみが自らの屋敷をもつことを許可された。⁽²⁸⁾

このようなモスクワ市民と外国人との軋轢は次第に高まり、1648年会議法典第19章第40条では、彼らの居住地域はゼムリャノイ・ゴロドの外に定められ、⁽²⁹⁾1652年10月4日にモスクワ郊外の特定の行政区画への外国人の移動に関する勅令が發布されたのである。⁽³⁰⁾

つまり、17世紀においてモスクワ市内で混住していた外国人たちとロシア各階層との不和の火種を抱えていたロシア政府が大規模な紛争となる前段階に法規則という形で介入することで、外国人とロシア住民双方の秩序を保とうとしたのである。

(2) 新ルター派教会における紛争：官署による処理

紛争の当事者の一人、デンマーク出身の陸軍将校ニコライ・バウマン Nikolai Bauman は、1657年にダニール・ムシエツキ公により、陸軍中佐としてロシアに招聘された。彼は小ロシアへの遠征に参加し、特にコノトプ（1659年4月19日～6月27日）での活躍が認められ、1660年には陸軍将官に昇進した人物である。モスクワにいる間は外国人村に居住し、新ルター派教会の信徒となった。

1648年から職務についていた新ルター派教会の牧師ヤコビ Johannes Jacobi は、1657年に死去し、彼が所有していた教会を含めた土地は彼の妻サラのものとなった。彼女と再婚した騎兵隊の中佐ヨハン・ユークマンは、妻の持参金としてこの土地を獲得し、1660年3月29日にはゼムスキー官署がユークマンに対して所有を特別に許可すると、彼は教会の老朽化を名目に建物を取り壊そうと目論んだ。⁽³¹⁾それゆえ新ルター派の信徒はやむなく旧ルター派教会へと参拝しはじめていたが、遠征先でヤコビの訃報を耳にしたバウマンは、ミュールハウゼン出身で同年9月18日にコペンハーゲンで牧師となったフォックェロート Johann Dietrich Vockerodt を招聘した。フォックェロートは1659年2月にモスクワへやって来て、この混乱した状況に遭遇し

(27) Законодательные акты Русского государства второй половины XVI-первой половины XVII века. Тексты, Ленинград, 1986, № 296, С. 204.

(28) *The Travels of Olearius*, pp. 244-245.

(29) *The Muscovite Law Code (Ulozhenie) of 1649*, pp. 160-161.

(30) ПСЗ. Т. 1, № 85, С. 264.

(31) Цветаев Д. Генерал Николай Бауман и его дело: Из жизни московской Ново-Иноземской слободы в XVII веке // Русский Вестник. Москва, 1884, С. 62.

1626-43(?)	Neuenburg, Jacob
1648-57	Jacobi, Johannes
1657-68	Vockerodt, Johann Dietrich
1662-75	Gregorii, Johann Gottfried
1675-82	Rhan, Peter
1683-95	Meincke, Joachim
1695-99	Schrader, Franz Lorenz
1699-1707	Scharschmidt, Justus Samuel
1700-21	Roloff, Ulrich Thomas
1710-17	Scharschmidt, Justus Samuel
1715-20	Hassenstein, Johann
1720-39	Reichmuth, Johann
1722-23	Vierorth, Albert Anton

表1 新ルター派教会牧師 (1626-1739)

出典：Amburger, E., *Die Pastoren der evangelischen Kirchen Rußlands, Lüneburg*, 1998, S. 125 より一部引用。

てしまう。バウマンが1660年に戻ってくるまでにヤコビの教会は取り壊されてしまった。バウマンは憤慨し、共同体の長老たちの支持を取り付けてヤコビの未亡人サラと再婚相手のユークマンを相手にゼムスキー官署へ嘆願書を提出した。1660年11月12日にサラ、ユークマンとその子どもたちは他の土地へ移転するように命じられ、教会は以前の土地で再建することとなった。⁽³²⁾バウマンは新たな教会を建設している間、自宅でフォックェロートに説教をさせたが、彼は自らが招聘したフォックェロートの説教手法に不満を感じ、代替りの人選に取り掛かる。1658年10月にモスクワへ入り、ファーデムレヒトの下で教区教師をしていたヨハン・ゴットフリート・グレゴリー Johann Gottfried Gregory がバウマンの目に留まった。⁽³³⁾彼は若く有能なグレゴリーを抜擢し、正式な牧師となってフォックェロートの代わりに牧師職に就くよう依頼した。

グレゴリーはこのバウマンの依頼を引き受け、正式な牧師となるべくドイツへと旅立った。彼はイエーナ大学で神学のマグィストルの名譽学位を取得した後、⁽³⁴⁾1662年4月1日にドレスデンで牧師の位を授与された。

ロシアに帰国後、グレゴリーはバウマン將軍の希望に沿う形で、新ルター派教会の牧師となった。教会が完成するまでの間、グレゴリーも前任者が行ったようにバウマンの邸宅で説教を行っていたが、彼は多くの聴衆をひきつけた。この事でフォックェロート牧師のグレゴリーに対する不満は募り、フォックェロートはグレゴリーに対し敵意を向けた。また、信徒が流れていた旧ルター派教会牧師のファーデムレヒトも不満を感じていた。1663年1月8日には、新ルター派の長老たちにより、フォックェロートに対して申傷行為を止めるように書状による取り決めがなされたが、この処置はさらなる対立の動機となったことは想像に難くない。

グレゴリーは1665年に完成した教会への資金調達とツアーりに託された鉱石と医学の専門家の招聘活動のため、1667年3月12日に再びヨーロッパへ旅立った。この派遣の結果、彼は

(32) Там же, С. 63.

(33) Там же, С. 60-62.

(34) *Die Matrikel der Universität Jena*, Bd. II/3., Weimar, 1962, S. 326.

金属加工や医学の専門家の招聘を行い、また建築費用としてザクセン選帝侯をはじめとした⁽³⁵⁾12の諸侯や都市から多額の資金を集めることに成功している。

一方で、グレゴリーの不在中、フォッケロートによる、グレゴリーに対する中傷は激しさを増していく。グレゴリーに推薦され、1668年5月に宮廷医になるべくロシアを訪れたラウレンティウス・ブルメントルストは、この中傷の影響により宮廷医として雇用されず、さらには⁽³⁶⁾数年間医師免許を剥奪されてしまった。さらに、グレゴリーはモスクワに帰還後、バウマンが建てた新しい教会の牧師に復帰したが、グレゴリーが1668年5月31日の礼拝の際、ザクセン選帝侯への祈祷の後、ツァーリへの祈祷を行ったことを耳にしたフォッケロートは、この事実を使い、グレゴリーとバウマンを追い詰めようと画策した。ツァーリを後回しにした事実は、ツァーリを軽視した事に他ならず、この事実を追求することにより、グレゴリーを一気に追い詰めようとしたのである。6月1日、教区会議に突然召喚されたグレゴリーは、この事実と、⁽³⁷⁾更に以前の資金調達活動を政治的意図によるものであると摘発された。この中傷行為は村内部だけの問題には納まらず、9月にはバウマンによって大砲官署にフォッケロートに関する嘆願書が提出され、官署は牧師を召喚した。しかし、フォッケロートは自らの所属は外国人官署であるとしてこれを拒否し、両者の攻防は続いた。審議は使節官署にゆだねられ、グレゴリーらの取調べの結果、12月22日の決議において、1660年にユークマンからヤコビの土地を取り返した際の法令に基づき、フォッケロートを正式な牧師と認め、グレゴリーは免職されて⁽³⁸⁾しまった。

しかしその後バウマンは1669年1月6日、ツァーリへ嘆願を行い、教会建築費用の返還と、教会を新たな場所に移転する許可を得た。1669年2月2日に按手礼の後、グレゴリーが牧師職に再任を許可された。この時、新たなルター派教会の「バウマン将軍の教会」が建設された⁽³⁹⁾のである(図②)。

この軋轢を原因として、バウマン将軍は1671年はじめに離職し、ロシアを後にした。⁽⁴⁰⁾この地に留まることを選択し、外国人村の教会間の対立の下にさらされていたグレゴリーは、1672年にマトヴェーエフを通じツァーリより演劇の演出を依頼された。ツァーリからの要望であったことはもとより、当時すでに見知った関係であったマトヴェーエフの申し出を受けることで、⁽⁴¹⁾教会と自身の立場を確かなものとしたかたとされる。

以上のように、ヤコビ牧師の死去を契機とした新ルター派教会内における信徒および聖職者

(35) Цветаев Д. Указ. соч., С. 71.

(36) Там же, С. 77.

(37) Там же, С. 78.

(38) СГТИД. Ч. IV, №. 207, С. 623.

(39) Там же, №. 69, С. 249-251; №. 207, С. 623.

(40) Русские акты Копенгагенского Государственного архива, извлеченные Ю. Н. Щербачевым // Русская историческая библиотека. Том. 16, СПб., 1897, №. 167, С. 852-854.

(41) Алексеев В. Н., Миклашевская Е. П., Цепляева М. С. Немецкая слобода на Яузе: история в лицах. Москва, 2004, С. 36.

同士の対立問題は、官署による処理、そして当事者の帰国によって一旦収束した。ラハナはこの事例から、外国人村住民の紛争を解決する管理者側への依存をみることができると指摘している。⁽⁴²⁾

(3) 新ルター派教会における紛争：局外者による仲裁

さらにピョートル治世においても牧師と共同体参事会とが対立した事例がある。1709年から1711年にロシアに滞在したデンマーク人使節ユスト・ユーリの日記によると、新ルター派教会の教区参事会は、教会における使徒祭日をどのように祝うかを決定した際、共同体の牧師ロロフ Ulrich Thomas Roloff に通告をせず、さらには参事会の会議にすら彼を招集しなかった。その一方で、以前新ルター派の牧師を経験し、1710年に再び牧師職に就いたシャルシュミット Justus Samuel Scharschmidt は会議に参加していた。ユーリと、プロイセン使節のカイゼルリンクは、この不当な状況を見かねロロフ牧師の側に回り、紛争解決への介入を試みた。しかし、彼らが企画したすべての参事会員との会合には、少なくとも8名いた参事会構成員のうち⁽⁴³⁾、宝石職人のクラークのみが現れ、そして「この共同体のあらゆる事柄に対して、局外者の世話を必要としていない」と告げた。さらにはツァーリは牧師が任命される以前に教会を建設することを許可しているため、教区共同体は牧師の許可が得られずとも要望を実行することが可能であると、彼らの介入を拒絶した。結果的に彼らの仲裁は受け入れられることはなかった。

使徒の祭日、ロロフは自らに対する不当さに憤り、夕べの祈祷における祭壇上で、使徒の祭日の決定に関して全員一致で決められた訳ではないことを告白し、今後そのようなことがないように訴えた。指導者と共同体員の不和の火種は一層強まり、その後もくすぶり続けることになった。⁽⁴⁴⁾

このケースでは、官署ではなく一時的にロシアに滞在していた使節たちが仲裁に乗り出した。

彼らは独自に会合を催し積極的な働きかけを行ったが、行為の正当性を主張する参事会側に拒絶され、結果として仲裁は失敗している。

以上の3件の事例を提示したが、第1、2節の事例では、積極的な介入ではなく、あくまでも受動的な立場を貫いていたが、ロシア政権（ツァーリ政府、官署）側による仲裁により、紛争解決処理が行われた。一方、第3節の事例では、ロシア政権以外、即ち局外者である使節が仲裁に乗り出すも、失敗に終わっている。つまり、これらの事例からは、外国人自身がロシア政権へ処理を委ねる傾向にあったことが指摘できる。

(42) Lahana, M. L., *Novaja Nemeckaja Slovođa*, Ph. D. diss., The University of North Carolina, 1983, p. 108.

(43) 各教区の中央組織である参事会の構成は、居住区が成立した当初、議長 *Vorsitzer*、教区牧師、2人の長老 *Aelteste* (Alteste)、2人の上級監督官 *Vorsteher* そして4人の補佐官 *As(s)essor* であった。1673年には数と構成が変化し、2人の長老、4人の補佐官、議長、教区牧師となった。*Цветаев Д. Протестантство и протестанты в России до эпохи преобразований*. Москва, 1890, С. 182-186.

(44) *Записки Юста Юля, датского посланника при Петре Великом (1709-1711)*. пер. Ю. Н. Щербачева // ЧОИДР. кн. 2, № 3, Москва, 1899, С. 169-170.

(4)「監督者」の派遣

以上の事例では、ロシア政権に対する外国人村住民の一定の態度を見ることができたが、外国人村成立後は政府による仲裁への積極性は見られない。しかし、ロシア政府と正教会の外国人村内部の紛争に対する消極的な態度は、行政能力の問題とも関連し、この事実だけで外国人村の自治に関して判断をすることはできない⁽⁴⁵⁾。だが、次第に外国人村内部で発生した事柄に対し、ロシア政府が介入する動きが見られるようになる。従来、外国人村内部においても、暴力行為が認められた場合はロシアの法に基づいて裁かれ、また1708年の外国人村内の邸宅の相続権を巡る民事訴訟の結果、使節官署により遺言状の作成が義務付けられるなど新たな秩序が立てられた。

1710年には、ルター派教会の牧師の一人である元スウェーデン人捕虜のシュタッフエンベルク Staffenberg が説教中、「モスクワにおけるスウェーデン人捕虜に対する野蛮な扱い」について述べると、ピョートル1世はそれを反政府的な傾向と捉え、彼を投獄し最終的にはシベリアへ流刑に処した。また政府は使節官署から教区共同体を監督する役人として、副官シャフィロフ П.П. Шафиров を派遣し、共同体を管理しはじめた。しかし、ユーリによれば、それまで独立して各々の教会に関わる事柄を管理していた教区共同体は、それまでの自治的な権利を奪われ、かつ教会に監督者が派遣されたことに反発し、「ツァーリに反発して（教会）では何事も話されなかった⁽⁴⁶⁾」。

(5) 外国人村住民の「調停者」

それを踏まえてか、翌年には使節官署の推薦により、旧ルター派牧師バルトホルト Vegetius Barthold にすべてのルター派共同体に対する監督権が譲渡され、彼は第一のプロテスタントの管理者となった。調停者として、牧師は1713年に教会の勤行の規正と教区学校の教育環境の改善を目的とした規則を立案し、また住民たちの嘆願や使節官署の指示により家庭内の争いの調査、親族内との仲裁、そして孤児の保護⁽⁴⁷⁾を行っていた。

彼は道徳心に訴える形で仲裁を行っていたため、報復として侮辱や脅迫行為を何度も受けていたが、仕立屋職人による暴力行為からスウェーデン人捕虜の孤児たちを保護し、居住区内の多くの夫婦、親族間の仲裁役として活躍した。

第1章で触れたように、参事会の構成員である牧師は、教区信徒に対して管理・監督者としての役割を担っていたが、あくまでも自国の模範や慣例に基づいた活動であった。バルトホルトの使節官署による任命は、それまで存在していなかった公的な「調停者」の出現を意味していた⁽⁴⁸⁾。

(45) ロシア政府と正教会の外国人村内部の紛争に対する消極的な態度は、行政能力の問題とも関連し、この事実だけで外国人村の自治に関して判断をすることはできない。栗生沢猛夫「モスクワの外国人村」『小樽商科大学人文研究』第69号、1985年、18頁（註62）参照。

(46) Записки Юста Юля, С. 304; Ковригина В. А. Указ. соч., С. 73-74.

(47) Цветаев Д. Указ. соч., С. 36-37.

(48) Там же; Ковригина В. А. Указ. соч., С. 63-64, 73-74.

1575-(?)	Scultetus, Joachim
um 1597	(Voß), Johannes
vor 1601	Kegel, Bernhard
1601-05	Hüllemann, Woldemar
1605-11	Beer, Martin
1609-19	Weber, Antonius
1619-34	Osse, Georg
1633-39(?)	Münsterberg, Martin
1636-77	Fademrecht, Balthasar
1672(?)-1714	Junge, Alexander
1689-1718	Vagetius, Barthold
1714-19	Würtzer, Eusebius
1716-18	Vincelius, Burchard, Vesperpred
1718-38	Freyholdt, Eckart Philipp
1720-29	Hartkopf, Johann Andreas

表2 旧ルター派教会牧師 (1575-1729)
出典：Amburger, E., *Die Pastoren der evangelischen Kirchen Rußlands, Lüneburg*, 1998, S. 124 より一部引用。

おわりに

『会議法典』に定められているように、17世紀ロシアにおける外国人たちはロシア政府の治下に置かれ、1652年に成立した外国人村内部には秩序を維持するための士族が中央官署より派遣されていた。しかし、外国人たちの外国人村への移転を契機に、彼らの紛争に対する政府の干渉は最低限に抑えられ、原則、事態の收拾は当事者同士に委ねられていた。また、外国人たちは居住地域を限定されることにより、宗教的自由を与えられ、ロシア住民との軋轢を回避することができた。

しかし一方で、集住は外国人間での紛争も発生する結果を生んだ。第2節はそのような事例と捉えることができるだろう。そして一旦は政府による管理に乗り出すが、最終的には宗教や生活面における管理は外国人村の住民である牧師に譲渡する形を取った。とはいえ、本稿で取り上げた外国人村内部での紛争事例は、いずれのケースも結果的にロシア政府による法ないしは権威に頼って各々の正当性を主張している。また当事者同士で收拾のつかない場合には、使節官署をはじめとした中央官署に判断を委ねていた。

本稿では限られた事例のみを検討したに過ぎず、一定の傾向を見いだすことはできない。しかし、本稿で挙げた事例を見る限りでは、一方的な政府による介入に対しては反発心をもち、それが時に争いの火種となることもあったが、自治組織を有し、かつ政府からも秩序維持に関わる権限を与えられていたと考えられる外国人村において、その秩序を保つために用いられたものは母国の法的秩序や外国人村独自の秩序ではなく、ロシア政府の法的秩序であった。つまり、外国人村の自治組織とロシア政府が互いに譲歩する姿勢を持ちながら、どちらかの権限に偏るのではなく、均衡を保ち、各々で秩序維持の役割を担い、外国人村の秩序はこのような状況の中で保たれていた。

図 17世紀から18世紀初頭の外国人村



出典：M. L. Lahana, *Novaja Nemeckaja Slovoda*, pp. 195-230, 310; *Ковригина В. А. Слобода немецкая в Москве // Немцы России: Энциклопедия. Т. 3, ЭНР, Москва, 2006, С. 446* を基に作成。